

玉名市 3D 点群インフラ管理システム構築業務委託仕様書

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、玉名市（以下「委託者」という。）が実施する「玉名市 3D 点群インフラ管理システム構築業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとし、本業務の履行に当たって「受託者」は、本仕様書に基づき行うものとする。

(目 的)

第2条 本業務は玉名市全域点群データをベースに各インフラ台帳と連携させたクラウドサービス形式の玉名インフラデジタルデータベースシステム(仮称)の構築及び運用保守を行うものである。3D 都市モデル「PLATEAU」で構築された 3D 都市モデルおよび不随したシミュレーションデータも可視化を可能とし、視覚的な直観性があり点検・メンテナンスの効率化を図る。

(業務の区域)

第3条 市内の 3D 都市モデル (PLATEAU) および点群データを基に維持管理データを構築する。対象となる PLATEAU、点群整備エリアは別図 1 参照。

(業務委託期間)

第4条 委託契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日とする。

(準拠する法令等)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に定める関連法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1)都市計画法（同施行法、施行令、施行規則）
- (2)都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
- (3)建築基準法
- (4)都市計画運用指針
- (6)地方自治法
- (7)玉名市契約規則
- (8)熊本県関連計画
- (9)3D 都市モデル標準仕様書
- (10)3D 都市モデル標準作業手順書
- (11)3D 都市モデルのユースケース開発マニュアル
- (12)3D 都市モデルのデータ変換マニュアル
- (13)その他関連法令、通達等

第 4.1 版

第 4.1 版

第 5.0 版

第 3.0 版

(提出書類)

第6条 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者の契約書等に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出し、委託者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 技術者届（履歴書添付）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が指示する書類

(管理技術者・照査技術者)

第7条 管理技術者及び照査技術者においては、本業務の意図や目的を十分に理解した上で適切な人員を配置するとともに、管理技術者及び照査技術者においては同種業務の実績を有する者でなければならない。

(業務の遂行)

第8条 受託者は、委託者の意図を十分に理解し、工程表に沿って本業務を行い、委託者と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、委託者と協議し補充するものとする。

(疑義)

第9条 本業務遂行に当たり、本仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、委託者、受託者で協議し、決定するものとする。

(貸与品及び閲覧資料)

第10条 本業務実施に当たり、委託者が必要と認める資料等については受託者に貸与若しくは、閲覧させるものとする。

(貸与資料の保管・管理等)

第11条 受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償若しくは、修復しなければならない。

(打合せ及び記録等)

第12条 受託者は打合せ及び記録等については、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の履行に際し委託者と打合せを行う。
- (2) 打合せは、本業務の契約締結後、5回程度行うほか、進捗報告や整理、確認を行うことを目的に、技術的な打合せを実施する場合など、臨時に行う必要が

あると認められる場合、委託者又は受託者からの要請に基づき、適宜実施する。

(3) 打合せには、委託者が任意に本市の関係各課職員を同席させることができるほか、打合せに要する資料は、受託者が作成する。

(4) 打合せを実施した場合、受託者はその打合せ記録書を作成し、委託者へ提出し確認を受けること。

なお、本業務に関する委託者との打合せは、随時、本庁舎内又はオンライン会議で行うこと。

(秘密の保持)

第 13 条 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らし
てはならない。

(損害賠償)

第 14 条 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受託者は一切の責任を
負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

(成果品の帰属)

第 15 条 受託者は、本業務における成果品の全てを委託者に帰属するものであり、委託者
の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。また、成果品データの所有権・著作権は、委託者に帰属するものとする。

(完了検査)

第 16 条 受託者は、本業務の完了後は、検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受
けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は、受
託者が負担するものとする。

(誤謬の修補義務)

第 17 条 受託者は、本業務の完了検査後、成果品に誤謬が認められた場合は、委託者の指
示に従い、受託者の責任において速やかに修補の措置をするものとする。また、そ
れに要する経費は、受託者が負担するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 18 条 受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報の取り扱いが発生する為、個人情
報の漏えい対策について、次のいずれかの制度を有していなければならない。

(1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク制度 (PMS)

(業務内容)

第 19 条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 環境構築業務

(ア) 利用する 3 次元プラットフォーム

- ・利用デバイス、運用コスト、市場での実績等を考慮した、3 次元プラットフォームを用いること。

(イ) 次の要件に合致する維持管理システム構築を行うこと

- ・一般的な汎用ブラウザ (Microsoft Edge、Google Chrome、Fire Fox 等) によるシステム操作が可能であること。
- ・インターネット環境で、PC・タブレット・スマートフォンによるメタバー
ス環境でのシステム閲覧が可能であること。
- ・構築済みの PLATEAU データの取り込み、表示が可能であること。
- ・点群の表示が可能であること。
- ・現在運用中の維持管理データの移行が可能であること。
- ・職員によるデータの編集や登録、ならびに新規項目の追加が可能である
こと。

(ウ) システムログ

- ・システム利用時の情報をログとして記録できるようにすること。

(2) 点群データの表示機能

- ・点群データの断面生成
- ・3次元距離計測(マウス指定2点間の直線距離、水平距離、垂直距離を同
時に取得)
- ・座標表示機能
- ・距離算定機能(マウス指定によるポリラインの長さを計測する機能)
- ・面積・周長算定機能(マウス指定による任意形状ポリゴンの面積と周長を計
測する機能)
- ・体積算定機能1(マウス指定による任意形状の体積を計測する機能)
- ・体積算定機能2(指定した地物領域の体積を取得する機能)
- ・計測値保存機能(計測した結果に名前、コメントを付加して保存する機能)
- ・計測値検索・参照機能(保存した計測値を検索し、表示する機能)

(3) 三次元空間利活用

都市計画データの利活用において、幅広い利活用を行うこと。

- ・データの公開、非公開を設定できること。
- ・部署をまたぐデータ構築ができること。
- ・点群と 3 次元都市モデルを重畳表示できること。

(4) 業務運営

第 19 条 (1)、(2) で構築したシステムについて、以下の作業を実施する。

- (ア) 3次元プラットフォーム動作環境の構築を行うこと。
- (イ) 現在運用中の維持管理データの移行を行うこと。
- (ウ) 役所内 PC から 3次元プラットフォームを呼び出す設定を行うこと。
- (エ) 役所内 PC から点群ソフトウェアが動作する環境を用意すること。

(5) コンサルティング業務

第 2 条 (目的) を達成するために、助言並びに技術的な支援、各フェーズにおけるプロジェクト管理を行う。具体的には以下の業務を実施する。

- (ア) 全体構想検討に関するアイデア創出・運用に関する助言
- (イ) 個別のシステム内コンテンツのアイデア創出・助言
- (ウ) ユーザー要望を踏まえた機能改善の提案
- (エ) 3次元プラットフォーム環境構築、点群処理に関するプロジェクト管理・マネジメントの支援
- (オ) 3次元プラットフォームの操作、普及に関する教育
- (カ) 実証運用を踏まえた他の事業を提案すること。

(6) 実証実験業務

第 19 条 (1)、(2)、(3) の業務については 1 2 月までに終了し、1 月上旬から実証実験を開始する。また、実証実験の終期は 2 月中旬とする。加えて、実証期間中に生じた課題等については、委託者と受託者間で協議のうえ、必要に応じ適宜対応するものとする。

なお、本業務は別事業で実施される地下埋設物モデルを活用した取組と連携し、データを統合する必要がある。

(成果品)

第 20 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 3次元プラットフォーム動作環境 一式
- (2) 維持管理初期導入データ 一式
- (3) 点群処理ソフトウェア 一式
- (4) 本運用に関わる操作マニュアル 一式
- (5) 本業務に関わる報告書 一式

なお、受託者が制作したデータの著作権は玉名市に帰属する。ただし、本件とは関係なく、受託者が本件受託前より保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受託者がそれを留保すること。

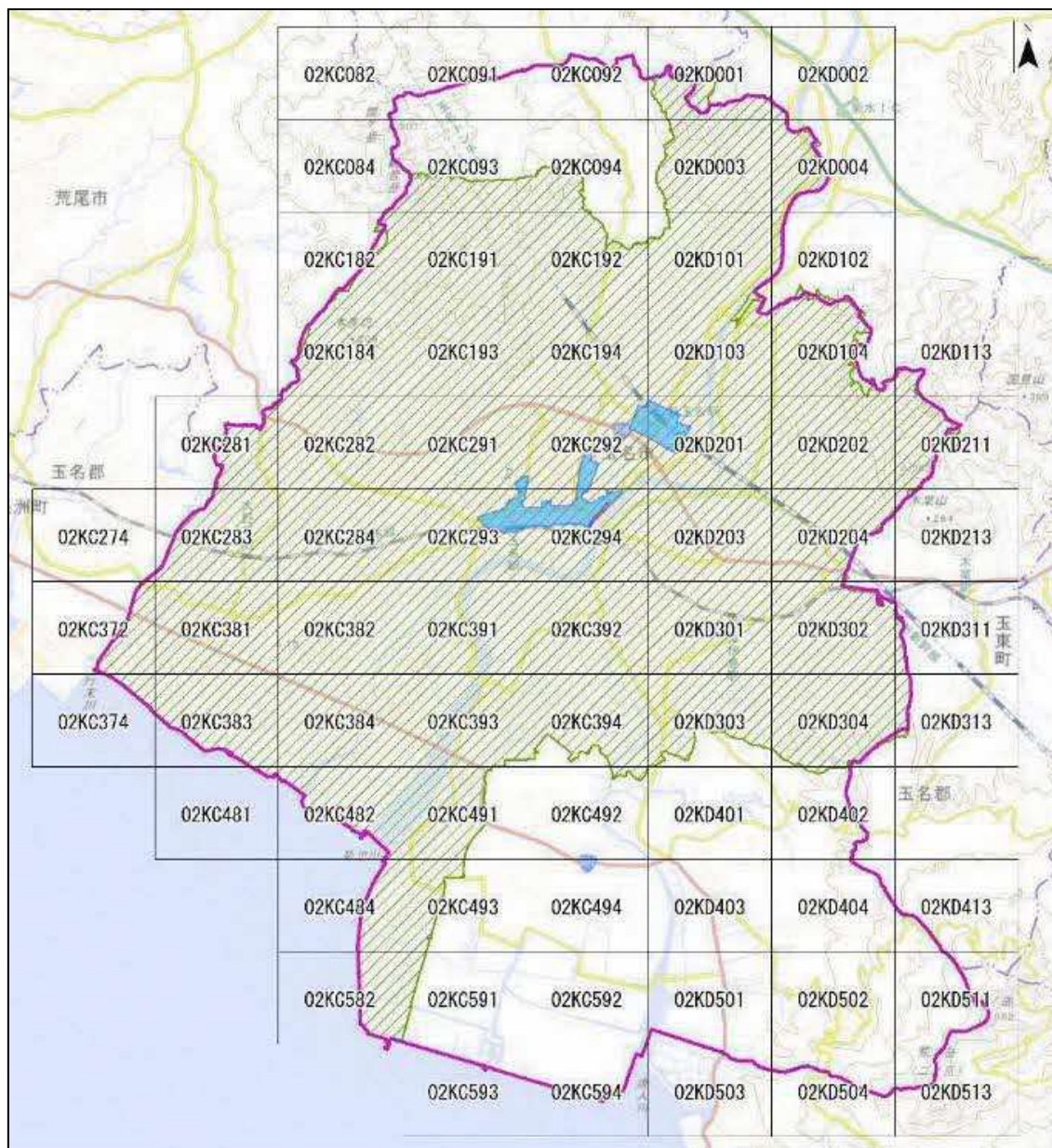
(利用保証)

第 21 条 本事業終了後の利用保証について必ず提案すること。また、利用保証に係る費用については提案価格に含めるものとする。(2 年程度想定)

(納品場所)

第 22 条 成果品納入場所は、玉名市建設部都市整備課とする。

別図 1



紫線で囲まれた区域